

業務委託の質問に関する回答書

建建指第742号

令和5年7月10日

横浜市建築局建築指導部

建築指導課建築安全担当課長

委託名 令和5年度管理不全空家等の現地調査業務（区対応案件）委託

上記委託に関し、以下のとおり質問がありましたので、回答します。

No.	設計図書該当箇所	質問	回答
1	調査票1 表1全体的な老朽化 建築物全体	調査票1において、調査項目で傾斜があるが、機材にて測定することが必須でしょうか。	調査は、道路等、敷地外の一般的に立ち入り認められる場所からの目視により実施してください。 目視で明らかに傾いておりかつ敷地外からの計測が可能な場合は、機材により測定し傾斜を確認してください。
2	仕様書6(1)ア	仕様書 P1 の6、(1)、ア現地調査において、調査票1に基づいての調査となりますが、調査票1の「屋根」の項目で「室内の貫通」や「1/4以上の破損や剥離」などの調査は、「高所撮影機材の使用について受託者の任意」とあることから、高所撮影機材を使用せず目視で確認できる範囲での調査でも良いと解釈して宜しいでしょうか。	仕様書6(1)アの対象となる案件は、高所撮影機材を使用せず目視で確認できる範囲での調査を基本とします。
3	調査票1 表1全体的な老朽化 軒裏、外壁	調査票1において、外壁や軒裏については、全ての面について調査を実施して、その全体面積の破損具合で「1/4以上」や「1/10以上」と判断するのでしょうか。それとも、一番損傷の激しい面で判断するのでしょうか。写真においても判断となった場所の写真のみで宜しいでしょうか。	敷地外から目視で確認可能な全ての面について調査を実施し、面ごとにその面全体の面積に対するその面の破損部分の面積で評価をします。 調査票には、調査した各面のうち最も「D」の状態に近い面の情報のみ記載しますが、写真は調査した各面の状態がそれぞれ確認できるものを添付してください。
4	調査票1 表1 全体的な老朽化	調査票1の「表1 全体的な老朽化」に「柱・はり等」とありますが、本業務では建物内の調査も行うのでしょうか。	道路等、敷地外の一般的に立ち入り認められる場所からの目視調査により調査し調査票を作成してください。

5	内訳書 結果の報告	設計書 P3「内訳書」内の「結果の報告 28 回」とは、どのような内容でしょうか。	「仕様書6(3)結果の報告」による特定の区の区政推進課への1回の報告を内訳書の1回としています。委託期間中に、延べ 28 回、区政推進課に現地調査結果を報告することを想定しています。
6	該当箇所なし	「管理不全空家等の所有者等への立ち入り調査の通知」については、予め委託者が行っていたのでしょうか。	本委託では、敷地への立ち入りを想定していません。 調査は、道路等、敷地外の一般的に立ち入りが認められる場所からの目視により実施してください。
7	仕様書6(3)結果の報告 仕様書 11(2)成果物	委託仕様書 P2「6(3)結果の報告」、P3「11(2)成果物」に「調査案件リスト」とありますが、提供された同資料の更新作業を行うのでしょうか。	委託期間中に、協議等により調査案件が変更になる場合が想定されます。結果の報告では、受託者が実際に調査をした案件の調査案件リストを提出してください。
8	様式2 写真報告書	様式 2 の「写真報告書」について、撮影箇所の項目があるものについては、破損や劣化等に該当しない場合であっても撮影するのでしょうか。	破損や劣化等が無いことを受託者が確認する必要があるため、「破損や劣化等が無いことを確認できる写真」も可能な限り撮影してください。

【お問合せ】

横浜市建築局建築指導部建築指導課

建築安全担当：内山、吉村

TEL 045-671-4539 FAX 045-681-2434

E-mail : kc-anzen@city.yokohama.jp